

第二十三号様式(型式認定番号標)(第六十七条関係)

<p>原動機付自転車用原動機</p> <p>国土交通省型式認定番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;"><p>原 動 機 の 名 称 及 び 型 式</p></div>	<p>15</p>
<p>30</p>	

備考

- (1) 型式認定番号標は、金属製とし、図示の例によること。
- (2) 型式認定番号は、第一種原動機付自転車用原動機にあつては赤色、第二種原動機付自転車用原動機にあつては黒色をもつて表示すること。
- (3) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。